省　令

○総務省令第二十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定を実施するため、電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

総務大臣　新藤　義孝

電波法に規定する指定機関を指定する省令の一部を改正する省令

電波法に規定する指定機関を指定する省令（平成十三年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

三　インターテックジャパン株式会社

住所　神奈川県横浜市鶴見区生麦二丁目三番十八号

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省
農林水産省令第一号
経済産業省

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十六日

厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一　行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令（平成十六年厚生労働省農林水産省経済産業省令第一号）

二　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第十八条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する保有個人情報に係る開示請求の手続に関する省令（平成十七年厚生労働省農林水産省経済産業省令第二号）

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

告　示

○復興庁告示第三十二号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三井住友銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内一丁目一番二号

○復興庁告示第三十三号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東邦銀行
二　住所　福島県福島市大町三番二十五号

○復興庁告示第三十四号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社常陽銀行
二　住所　茨城県水戸市南町二丁目五番五号

○復興庁告示第三十五号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十四年十一月十三日付けで認定した復興推進計画（南相馬市復興推進計画（認定番号福島第八号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社七十七銀行
二　住所　宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番二十号

○復興庁告示第三十六号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（大槌町復興推進計画（認定番号岩手第四号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東北銀行
二　住所　岩手県盛岡市内丸三番一号

○復興庁告示第三十七号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（宮古市復興推進計画（認定番号岩手第五号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社東北銀行
二　住所　岩手県盛岡市内丸三番一号

○復興庁告示第三十八号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第十五号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社山形銀行
二　住所　山形県山形市七日町三丁目一番二号

○復興庁告示第四十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（白石市復興推進計画（認定番号宮城第十六号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第四十一号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（大和町復興推進計画（認定番号宮城第十七号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行
二　住所　東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

○復興庁告示第三十九号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十四条第一項の規定に基づき、平成二十五年二月二十二日付けで認定した復興推進計画（仙台市復興推進計画（認定番号宮城第十五号））に係る指定金融機関を平成二十五年三月十一日付けで次のとおり指定したので、告示する。

平成二十五年三月二十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　名称　株式会社日本政策投資銀行
二　住所　東京都千代田区大手町一丁目九番六号